

令和 4 年 1 2 月定例会一般質問

通告 6

質問 特定外来生物アライグマの防除・駆除について

答弁 増殖を抑え込む対策に取り組みます

6 番 松野 美哉子 議員

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。

12 月の新聞報道によりますと、シカの個体数の増加により生息地域が道東中心から道央、道南へ拡大し、農作物被害や個体数の増加への対策に決め手なしとの記事がありました。今回はシカとは逆の流れで、すでに全道に増殖している特定外来生物アライグマに関する質問をいたします。



先日、地域おこし協力隊、藤岡氏の「格子状防風林内で見られる生き物たち」の講義をなかしべつ大学で受講いたしました。俣落の格子状防風林内に定点カメラを設置し撮影された動物たちの報告があり、キタキツネ・エゾシカ・ヒグマ・ノネコなどの他に、撮影回数は少ないのですが、アライグマの成獣が認められたとのことでした。

私の認識不足であると思いましたが、中標津にアライグマが生息していると報告があり驚き、帰宅後調べてみました。

アライグマは特定外来生物に指定されていて、1977 年にテレビ放映のアニメ、あらいぐまラスカルの可愛さの人気により、それまでは動物園で見られるほどでしたが、ペット用や毛皮業者により大量に輸入された動物です。アライグマは成長すると粗暴になる個体が多く、ペットとしての飼育が困難になり、遺棄されて自然環境下での生息となりました。アライグマの繁殖能力は高く、1 歳から出産可能で 2 歳以上の妊娠率は 100% に近いとされていて、1 回に 3 頭から 8 頭を出産し、驚異的な増殖で約 25 年後の 2001 年には道内 87 市町村に生息が確認され、さらに 20 年後の昨年、2021 年には 162 市町村から確認報告があり、ほぼ北海道全域に生息していると言えます。

また、2020 年度の全道での捕獲数は過去最高の 2 万 5,806 頭となり、近隣の町でも捕獲・駆除があったと伺いました。アライグマは雑食性で果実・木の実・柔らかく養分の多い地下茎・野菜・小型哺乳類・魚類・昆虫などの捕食をします。

全道の農業被害として報告されているものの中には、デントコーン・根菜類・馬鈴薯・ロールバックサイレージ・飼料や配合飼料などもあり、中標津でのこれからの被害も心配されます。

中標津でのアライグマについての報告は先に述べた、俣落の格子状防風林内での定点カメラに写っていた個体、武佐方面の道路にいた報告、牛舎の中にいたとの報告と、今年に入ってから件数と伺いました。幸いに被害の報告はないとのことですが、注視しなければなりません。

特定外来生物アライグマの完全排除を目指した行動を起こすことで、未来の農業被害を防ぐことになります。危機感を持って、農家や酪農家からの報告だけではなく、山に入るハンターの皆さんには雪上の足跡の報告を、春先の山菜取り、ハイキングや山登りの町民の皆さんにも広く周知して、たぬきかなと見過ごすことなく通報していただき、防除・駆除計画の普及啓発をしなければなりません。

アライグマの危険性は農作物被害だけではなく、エキノコックスや狂犬病などの保持細菌や糞便に含まれた寄生虫に汚染された土地は、まれに重症な神経疾患を引き起こすため、アライグマには不用意に接触することは絶対に避けましようとしています。

さらに近隣の町と情報交換することで、自然環境下を移動している特定外来生物アライグマの増殖を抑え込み、自然豊かな地域にしていくことが中標津町のあらゆる分野にとって必要で急務であると思いますが、町長の御意見をお聞かせください。

【答弁：町長】

松野議員御質問の特定外来生物アライグマの防除・駆除について御答弁申し上げます。

アライグマにつきましては「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」、いわゆる「外来生物法」の施行令で定められている特定外来生物に指定されておりまして、この法律は特定外来生物による生態系、人の生命、身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することが目的とされております。

そのような中、現在はアライグマを捕獲する場合、大きく分けて2つありまして、1つは「外来生物法」による方法と、もう1つは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる「鳥獣保護法」による有害鳥獣捕獲として実施する方法ですが、議員の質問にあるとおり、現状においては数件の目撃情報であるとともに、農業等の被害報告がない状況となっていることから、捕獲等は実施してはおりませんが、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害、その他の生活環境

に係る被害を防止することを目的とする「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」、いわゆる「鳥獣被害防止特措法」に基づき定めている中標津町鳥獣被害防止計画において、アライグマを対象鳥獣としておりまして、防除・駆除計画を定めております。

その中においては、農業被害等が発生した場合には罠による捕獲を実施すると定めているとともに、議員御指摘の意識を高める啓発についても不可欠であるとしております。松野議員御提案のアライグマ対策につきましては、有益な手段であると考えますので、アライグマの危険性等について、町のホームページや広報紙などでの周知を行うとともに、近隣町との連携を密にとり、情報共有することで増殖を抑え込む対策に取り組んできたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

【質問：松野 美哉子 議員】

6 番、松野美哉子でございます。再質問させていただきます。

鳥獣保護法では、箱罠などで捕らえた外来生物はその場で駆除しなければなりません、生きたまま運搬するには特定外来生物駆除の確認と認定の申請をしなければならないとされています。

今後、町民からの通報などでその場での駆除ができない時などを考えると、中標津町はその申請をしているのかの確認をしたいのですが、お聞かせください。

【答弁：経済部長】

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

中標津町でも鳥獣被害防止計画を定めておりまして、それに基づきまして振興局への申請を行っております。

以上です。

【質問：松野 美哉子 議員】

このことにつきましては、ちょっと調べてみたんですけれども、羅臼と標津については申請のところに書かれておりましたが、中標津町はこの申請のところには列記されていなかったんですね。

それでこれを必要と思ったのは、これから広報して町民の皆さんに通知することによって、あらゆる場所でもし可能性があるとしたら、通告されてきた時に、自宅とか牧舎の中でアライグマが捕獲されたという時に、その場で駆除するのを嫌がる町民がいると

したら、それを獣医師さんのところまで生きたまま運んで行って駆除するという、その場所から駆除する場所へ移動するためには、生きたまま持って行ってはいけないというふうになっているというふうに調べてみたんですけども、それがしっかりされてないと今後増えてきた時には、その法律に触れるってということになると思いますので、その辺もう1回確認してしっかりとこれからの対策に状況がそぐわないようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。それについて答弁お願いいたします。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

アライグマ自体の繁殖力が非常に大きいというのはわかっておりますし、また被害も当然予測されるところでありますので、そういったいろんな体制整備につきましてはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。